

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1(中心市街地にふさわしい骨格となる交通基盤の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日豊本線北側の東西方向の骨格となる幹線道路で、国道10号と帖佐駅、県道465号(都市計画道路錦原線)を連絡する都市計画道路菅原線について、交差点改良や歩行者空間の充実に向けた調査・計画を行うとともに、それを踏まえた道路幅員等の都市計画の変更を行う。 ・都市計画道路菅原線については、国道10号接合部の区間と帖佐駅前から県道松原 帖佐停車場線までの区間の2段階に分けて整備を行う。 ・国道10号と役場、日豊本線北側と南側の市街地を連絡する、南北方向の幹線道路である都市計画道路宮島線について、交差点改良や歩行者空間の充実に向けた調査・計画を行うとともに、それを踏まえた道路幅員等の都市計画の変更を行う。 ・都市計画道路宮島線については、都市計画変更後概成区間、未整備区間の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路菅原線都市計画変更に伴う調査(提案事業/事業活用調査) ・都市計画道路菅原線整備(基幹事業/道路) ・都市計画道路菅原線2整備(基幹事業/道路) ・都市計画道路宮島線都市計画変更に伴う調査(提案事業/事業活用調査) ・都市計画道路宮島線整備(基幹事業/道路)
<p>整備方針2(豊かな都市生活を創出する良好な生活基盤と住環境の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業に伴い新規の住宅建設が活発な松原地区において、住民に使いやすい公園を整備するために、3つの街区公園の整備・活用計画について、住民との協働のワークショップによる検討を行う。 ・ワークショップの検討結果を踏まえ、住民の協力によって松原1号・2号・3号街区公園の整備を行い、その後の維持・管理を含めて住民の参加による交流・憩いの場を形成する。 ・区画整理区域外の地区では、住宅建設の進行に伴い排水施設が不足してきており、内水被害を防止するために、十日町地区に下水路を整備を行う。 ・都市計画道路宮島線の整備に伴う踏切箇所の統合を図るため、建昌踏切の撤去工事を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備・活用検討住民ワークショップ(提案事業/まちづくり活動推進事業) ・松原1号公園整備(基幹事業/公園) ・松原2号公園整備(基幹事業/公園) ・松原3号公園整備(基幹事業/公園) ・下水路整備事業(提案事業/地域創造支援事業) ・建昌踏切撤去事業(提案事業/地域創造支援事業)
<p>その他</p>	